

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和二年六月二日

東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画都市再生特別地区（東池袋一丁目地区）
当該事項を定める土地の区域 追加する部分
東京都豊島区東池袋一丁目地内
 - 二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）
及び豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）
 - 三 縦覧期間 公告の日から二週間
 - 四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
-
- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画地区計画東池袋一丁目地区地区計画
当該事項を定める土地の区域
東京都豊島区東池袋一丁目地内
 - 二 縦覧場所 豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）
 - 三 縦覧期間 公告の日から二週間
 - 四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号
豊島区都市整備部都市計画課

- 一 **国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類**
東京都市計画第一種市街地再開発事業東池袋一丁目地区第一種市街地再開発事業
当該事項を定める土地の区域
東京都豊島区東池袋一丁目地内
- 二 **縦覧場所** 豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）
- 三 **縦覧期間** 公告の日から二週間
- 四 **意見書の提出先** 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号
豊島区都市整備部都市計画課